



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月13日火曜日 第2301号

### ◇ 目次 ◇

基本測量の実施の通知.....	741
公共測量の実施の通知.....	741
道路の供用開始(県道今治丹原線).....	741
道路の区域変更(県道久米垣生線).....	741
道路の供用開始(県道久米垣生線).....	742
開発行為に関する工事の完了(2件).....	742
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	742
道路の区域変更(一般国道441号).....	744
道路の供用開始(一般国道441号).....	744

### 選挙管理委員会告示

政治団体の届出事項の異動の届出.....	744
政治団体の解散の届出.....	744
資金管理団体の解散の届出.....	745

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1092号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通

知があった。

平成23年9月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調査)
- 2 作業期間 平成23年9月16日から平成24年1月31日まで
- 3 作業地域 松山市、宇和島市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、伊方町、鬼北町、愛南町

#### ○愛媛県告示第1093号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、株式会社タニグチから次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(土地区画整理事業に伴う基準点測量・出来形確認測量)
- 2 作業期間 平成23年9月13日から平成24年1月31日まで
- 3 作業地域 松山市北条地域

#### ○愛媛県告示第1094号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市延喜字鳥ノ上甲356番7から 同市延喜字畑井田甲249番54まで	平成23年9月13日

#### ○愛媛県告示第1095号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1207番2から 同市古川南三丁目1220番4まで	旧	メートル 23.8~70.6	キロメートル 0.141	
		松山市古川南三丁目1207番2から 同市古川南三丁目1220番1地先まで	新	28.8~94.0	0.141	

○愛媛県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1207番2から 同市古川南三丁目1220番1地先で	平成23年 9月13日

○愛媛県告示第1097号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成23年 9月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第25号 平成23年 9月 6日	伊予市本郡字町田54番3	伊予市森甲6番地1 社会福祉法人 朝風会

○愛媛県告示第1098号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成23年 9月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第26号 平成23年 9月 6日	伊予郡松前町大字西古泉字寿485番1	松山市三町二丁目13番26号 広島総合建設株式会社

○愛媛県告示第1099号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 9月13日

愛媛県八幡浜保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
八幡浜市北浜一丁目1番1号  
八幡浜市長 大城 一郎
- 2 事業場の名称及び所在地  
八幡浜市水産物地方卸売市場  
八幡浜市字沖新田1585番9
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第69号の3 イ 卸売場
特定施設の能力	総床面積 6,189.355平方メートル

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	低濃度汚染水	高濃度汚染水
		通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	低濃度汚染水	高濃度汚染水
浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.5 最大 9.2	通常 159.5 最大 475	
	低濃度汚染水	高濃度汚染水	
	通常 2.0 最大 9.0	通常 72.0 最大 134	

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	低濃度汚染水 通常 2.3 最大 4.0	高濃度汚染水 通常 64.8 最大 184.5
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	低濃度汚染水 通常 0.3 最大 0.6	高濃度汚染水 通常 8.5 最大 36.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		低濃度汚染水 通常 145 最大 145	高濃度汚染水 通常 60.5 最大 94.0

備考 高濃度汚染水は、魚の血液等が含まれた水であり、公共下水道へ排出する。また、低濃度汚染水は、活魚水槽の水及び床の洗浄水である。低濃度と高濃度はエリアを区切り、それぞれ傾斜を付けて側溝に集水する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日			
処 理 施 設 の 種 類	バースクリーン 2基		
処 理 施 設 の 型 式	20ミリメートル目スクリーンSS+Zn (亜鉛めっき) 細目スクリーン		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦0.5メートル 横0.5メートル 高さ0.25メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり80立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	スクリーン		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	12時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5.5 最大 9.2	通常 5.5 最大 9.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 9.0	通常 2.0 最大 9.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.3 最大 4.0	通常 2.3 最大 4.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.3 最大 0.6	通常 0.3 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 145 最大 145	通常 145 最大 145	

備考 汚染水は、No.1及びNo.2の2つの排水口から排出され、それぞれの排水口の前でスクリーンによる排水処理が行われる。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5.5 最大 9.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 9.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.3 最大 4.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.3 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 72.5 最大 72.5	

(2) No.2排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5.5 最大 9.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 9.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.3 最大 4.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.3 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 72.5 最大 72.5	

○愛媛県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	441号	西予市野村町四郎谷1号893番2地先から 同町四郎谷1号894番2地先まで	旧	メートル 4.6~5.6	キロメートル 0.025	
		西予市野村町四郎谷1号893番2から 同町四郎谷1号894番2まで	新	11.0	0.025	

○愛媛県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	西予市野村町四郎谷1号893番2から 同町四郎谷1号894番2まで	平成23年 9月13日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年 9月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
結いの会	代 表 者	上田 賢治	脇坂 隆之	平成23年 8月 8日	
愛媛一新会	政 治 団 体 の 名 称	愛媛一新会	市民参加の議会一新会	平成23年 8月 9日	
三好貞夫後援会	会 計 責 任 者	清家 徹夫	高田 喜樹	平成23年 8月12日	
鈴木としひろ後援会	代 表 者	藤井 保	大西 静晴	平成23年 8月18日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年 9月13日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

自由民主党愛媛県松山市第二支部	横 田 弘 之	平成22年12月31日
青野久美後援会	曾 我 守	平成23年 4月 1日
阿部悦子を推薦する会	井 谷 カヨコ	平成23年 7月31日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日野朝雄後援会	日野朝雄	平成22年12月25日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成23年9月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
日 野 朝 雄	久万高原町議会議員	日野朝雄後援会	上浮穴郡久万高原町下畑野川 甲358 - 3	日 野 朝 雄	平成23年8月12日	